

熊本市国民健康保険条例の一部改正について

熊本市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市国民健康保険条例の一部を改正する条例

熊本市国民健康保険条例（昭和50年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「40万8千円」を「48万8千円」に改める。

第14条第1項中「附則第35条の2の6第11項又は第15項」を「附則第35条の2の6第8項又は第11項」に、「附則第35条の2の6第15項」を「附則第35条の2の6第11項」に改める。

第15条の5の10中「20万円」を「22万円」に改める。

第20条第1項第1号中「附則第35条の2の6第11項又は第15項」を「附則第35条の2の6第8項又は第11項」に、「附則第35条の2の6第15項」を「附則第35条の2の6第11項」に改め、同項第2号中「28万5千円」を「29万円」に改め、同項第3号中「52万円」を「53万5千円」に改め、同条第3項中「20万円」を「22万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第14条第1項及び第20条第1項第1号の改正規定は、令和6年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第7条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に給付

事由の発生した出産育児一時金について適用し、同日前に給付事由の発生した出産育児一時金については、なお従前の例による。

- 3 この条例による改正後の熊本市国民健康保険条例の規定は、令和5年度以後の年度分の保険料について適用し、令和4年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(提出理由)

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第24号）等の施行に伴い、国民健康保険料の賦課限度額及び低所得者に係る保険料軽減措置の内容を見直すとともに、国民健康保険における出産育児一時金の支給額を改定する等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。